

議案第 92 号

東京都板橋区立障がい者福祉センターの指定管理者の指定
について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立障がい者福祉センターの指定管理者の指定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定
に基づき、公の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称及び所在地
東京都板橋区立障がい者福祉センター
東京都板橋区高島平九丁目 25 番 12 号
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人東京援護協会
東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 5 号
- 3 指定の期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

障がい者福祉センターの指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき
提出するものである。